

○国立大学法人埼玉大学課外活動共用施設規則

〔平成16年4月1日〕
規則第73号

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成28. 3. 29 27規則80
令和4. 3. 17 3規則40

(設置)

第1条 本学に課外活動共用施設（以下「共用施設」という。）を置く。

(目的等)

第2条 共用施設は、学生の課外活動環境の整備を目的とする。

2 共用施設は、共用室、団体連絡室、集会室、音楽練習室、和室、器具庫、女子更衣室及び暗室とする。

(総括)

第3条 学生生活支援室長は、共用施設の管理運営を総括する。

(使用者の範囲)

第4条 共用施設を使用できる者は公認団体とする。ただし、学生生活支援室長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項の公認団体とは、毎年5月末日までに別に定める「課外活動団体設立（継続）届」を学生生活支援室長に提出し、許可された本学の課外活動団体とする。

(使用日時)

第5条 年末年始（12月28日から1月3日）及びその他学生生活支援室長が定める日には使用しないものとする。

2 共用施設を使用できる時間は、9時から21時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生生活支援室長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用区分)

第6条 共用施設は、次のとおりに区分する。

長期使用施設（1年間）	一時使用施設（1週間以内）
共用室 器具庫 暗室 音楽練習室 和室	集会室

(使用手続)

第7条 共用施設の使用手続は、次に定めるとおりとする。

(1) 長期使用施設の使用を希望する者は、使用願（別記様式第1）を毎年5月末日までに学生生活支援室長に提出し、使用許可（別記様式第2）を受けなければならない。

(2) 一時使用施設の使用を希望する者は、別に定める受付方法に従い、学生生活支援室長に申し出て、許可を受けなければならない。

(使用日時の特例)

第 8 条 第 5 条第 3 項の規定により使用を希望する者は、別に定める受付方法に従い、学生生活支援室長に申し出て、使用許可を受けなければならない。

(施設保全の義務等)

第 9 条 共用施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外の用途に使用しない。
- (2) 使用時間を守り、整理整頓、騒音防止及び施設設備等の保全に努め、火気
の取扱いに注意すること。
- (3) その他学生生活支援室長が定める指示に従うこと。

2 使用者は、故意又は過失により財産を滅失又はき損したときは、学生生活支援室長の指示に従い、速やかに原状に復さなければならない。

(使用許可の取消等)

第 10 条 学生生活支援室長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し又は使用を中止させることができる。

- (1) 本学の都合により共用施設を使用するとき。
- (2) 本学の都合で用途を変更し又は移築、改築及び取壊しをするとき。
- (3) 団体の解散その他の事由により使用目的が消滅したとき。
- (4) 第 9 条第 1 項の各号に違反したとき。
- (5) その他学生生活支援室長が必要と認めたとき。

(雑則)

第 11 条 この規則の実施に関し必要な事項は、学生生活支援室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成28. 3.29 27規則80)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和 4. 3.17 3 規則40)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1（第7条関係）

課外活動共用施設（長期使用施設）使用願

令和 年 月 日

学生生活支援室長 殿

団 体 名

学籍番号

使用責任者 氏 名 _____

顧問教員 氏 名 _____

課外活動共用施設規則を厳守の上、下記のとおり使用したいので許可願います。

記

使 用 室 名	
使 用 期 間	自 令和 年 月 日 () 至 令和 年 月 日 ()
使 用 目 的	
使 用 者	人
そ の 他	

別記様式第2（第7条関係）

課外活動共用施設（長期使用施設）使用許可書

令和 年 月 日

殿

学生生活支援室長

課外活動共用施設規則を厳守することを条件として、下記のとおり使用を許可する。

記

使用室名	
使用期間	自 令和 年 月 日（ ） 至 令和 年 月 日（ ）
使用目的	
使用者	人
その他	